

「箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画（第２版）（素案）」についてのご意見に対する市の考え方

※ご意見については、適宜要約のうえ、取りまとめております。

番号	いただいたご意見	いただいたご意見に対する市の考え方
1	1. 情報提供・共有、リスクコミュニケーションについて 感染症に関する科学的知見は、発生初期には十分ではない場合や、見直される場合もあるため、情報提供においては、その時点で分かっていること、分かっていること、判断の根拠や今後変更される可能性についても、丁寧に説明することが重要。 また、「偽・誤情報への対応」が重視される場合、市民からの疑問や異なる意見が単に否定的な情報として扱われることがないよう配慮が必要。 行政からの一方向の情報発信だけでなく、市民の疑問や不安を受け止める仕組みを含めた、双方向のリスクコミュニケーションの具体的な方法について示していただきたい。 2. ワクチン接種体制について 感染症発生時にはワクチンの供給状況や有効性・安全性、リスクなどを市民が理解し判断できる環境を整えることが重要。 ワクチン接種体制の整備だけでなく、市民に対して、科学的根拠やその時点での知見に基づいた情報を分かりやすく提供すること、また不確実な部分についても丁寧に説明することを計画内に明確に示していただきたい。	1. 情報提供・共有、リスクコミュニケーションについて 本計画（素案）の第３部 第２章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の項目において、平時から市民等に対し、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めることとしております。感染症危機時には、新型インフルエンザ等の特性や対策等について、その時点で把握している科学的根拠等に基づき、正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供・共有するとともに、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、市民の反応や関心を把握するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを図ることとしております。 偽・誤情報への対応については、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有し、市民等の不安の解消等に努めることとしております。 2. ワクチン接種体制について 本計画（素案）の第３部第４章「ワクチン」の項目において、ワクチン接種については、接種体制の整備に加え、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応の内容やその頻度などについて、積極的に情報提供・共有し、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行うこととしております。ワクチン接種については、予防接種法に基づき、接種類型ごとに接種勧奨や接種を受ける努力義務が設けられますが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまで、ご本人が納得した上で接種を判断いただくものであるとの考えの下、実施にあたっては、市民の皆様が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する情報に基づき、適切な情報提供・共有に努めてまいります。
2	ワクチンには必ずしも予防効果あるとは限らず、コロナワクチンは大きな副作用を生んだため、その事実をまずは周知すべき。 対策はワクチンだけではなく、日頃からの生活習慣が重要であり、過剰に対策計画を策定することは差別を生む。子どもへのマスク着用が健康や精神に悪影響を与えている点や、過去の誤った対策を反省せずに新たな対策を進めることに懸念がある。	政府においては、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより対策の充実等を図るため、令和５年９月から新型インフルエンザ等対策推進会議において、保健・医療、社会・経済、情報提供・共有、リスクコミュニケーションなどのテーマに沿って、有識者・関係団体からのヒアリングを実施し、新型コロナ対応における課題等を整理し、令和５年１２月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として公表しています。本計画（素案）は、これらの課題を踏まえ改定された政府行動計画及び府行動計画に基づき、今般、市行動計画を改定するものです。 ワクチン接種について、政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合、ワクチンの開発及びその有効性・安全性を確認した上で、迅速に製造できる体制を構築することとしています。一方、予防接種法に基づく予防接種は重要な予防的措置ですが、極めて稀に健康被害が生じる可能性があることから、健康被害を受けたかたに対する健康被害救済制度が設けられており、健康被害救済制度における過去の審査結果は国において公表されています。 また、本計画（素案）の第３部第４章「ワクチン」の項目において、ワクチン接種については、接種体制の整備に加え、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応の内容やその頻度などについて、積極的に情報提供・共有し、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を

		行うこととしております。ワクチン接種については、予防接種法に基づき、接種類型ごとに接種勧奨や接種を受ける努力義務が設けられますが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまで、ご本人が納得した上で接種を判断いただくものであるとの考えの下、実施にあたっては、市民の皆様が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する情報に基づき、適切な情報提供・共有に努めてまいります。 加えて、本計画は、ワクチン接種のみを前提とするものではなく、「換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る」等の感染対策を示し、実施すべき対策を選択し決定することとしています。また、日頃から健康管理に努めることも重要である旨を、本計画（素案）に記載しています。
3	第3部 第4章「ワクチン」「3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供」について ワクチン接種においては、新型コロナワクチンのデメリットについて、市民に対して丁寧な説明が必要。	本計画（素案）の第3部第4章「ワクチン」の項目において、ワクチン接種については、接種体制の整備に加え、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応の内容やその頻度などについて、積極的に情報提供・共有し、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行うこととしております。ワクチン接種については、予防接種法に基づき、接種類型ごとに接種勧奨や接種を受ける努力義務が設けられますが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまで、ご本人が納得した上で接種を判断いただくものであるとの考えの下、実施にあたっては、市民の皆様が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する情報に基づき、適切な情報提供・共有に努めてまいります。
4	教育現場でのマスク強制や黙食徹底など、これまでのコロナ対策による弊害やワクチン接種による健康被害のことが記載されていない。 今後は強制的対策等を繰り返さず、市民の自由と健康を最優先し、弊害の検証と誠実な救済を求める。	政府においては、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより対策の充実等を図るため、令和5年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議において、保健・医療、社会・経済、情報提供・共有、リスクコミュニケーションなどのテーマに沿って、有識者・関係団体からのヒアリングを実施し、新型コロナ対応における課題等を整理し、令和5年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として公表しています。本計画（素案）は、これらの課題を踏まえ改定された政府行動計画及び府行動計画に基づき、今般、市行動計画を改定するものです。 ワクチン接種について、政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合、ワクチンの開発及びその有効性・安全性を確認した上で、迅速に製造できる体制を構築することとしています。一方、予防接種法に基づく予防接種は重要な予防的措置であるものの、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が生じる可能性があるため、健康被害を受けたかたに対する健康被害救済制度が設けられており、健康被害救済制度における過去の審査結果は国において公表されています。 本計画（素案）の第3部第4章「ワクチン」の項目において、ワクチン接種については、接種体制の整備に加え、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応の内容やその頻度などについて、積極的に情報提供・共有し、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行うこととしております。ワクチン接種については、予防接種法に基づき、接種類型ごとに接種勧奨や接種を受ける努力義務が設けられますが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまで、ご本人が納得した上で接種を判断いただくものであるとの考えの下、実施にあたっては、市民の皆様が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する情報に基づき、適切な情報提供・共有に努めてまいります。

5	1. 過去の感染症対策の効果と影響の検証 COVID-19 流行時に実施された、マスク着用、学校生活における行動制限や黙食、イベント等の制限などの各種対策について、感染拡大防止効果の検証と、社会的・教育的・心理的な影響を評価していただきたい。 過去に実施した対策であることを理由に、次の感染症発生時に同様の対策を踏襲するのではなく、科学的根拠に基づいて判断する仕組みを求める。 2. 子どもへの影響を十分に考慮した対策 感染症対策を検討する際には、感染症そのもののリスクだけでなく、休校、行事の中止・縮小、マスク着用、黙食などの対策が、子どもの学習、発達、友人関係、学校生活、心身に与える影響も評価すべき。 特に、子どもに対する一律の制限については、その必要性と期待される効果を慎重に検討し、感染症によるリスクと対策による不利益を比較した上で判断することを求める。 3. 感染症対策の開始・継続・縮小・終了の基準の明確化 感染症の流行時には、対策の開始基準だけでなく、縮小・終了についての明確な考え方を予め示していただきたい。 一度開始した対策が、感染状況の変化や新たな科学的知見に関わらず長期化することがないよう、定期的に効果と必要性を再評価する仕組みを計画に盛り込むことを求める。	1. 過去の感染症対策の効果と影響の検証について 政府においては、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより対策の充実等を図るため、令和5年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議において、保健・医療、社会・経済、情報提供・共有、リスクコミュニケーションなどのテーマに沿って、有識者・関係団体からのヒアリングを実施し、新型コロナ対応における課題等を整理し、令和5年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として公表しています。本計画（素案）は、これらの課題を踏まえ改定された政府行動計画及び府行動計画に基づき、今般、市行動計画を改定するものです。 本計画（素案）の第2部「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」において、感染拡大防止の対策に当たっては、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択して決定するとしています。また、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっては、国や府が、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の考え方に基づいて政策を実施することから、本市としても、国・府が実施する政策を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた対策に取り組むこととしております。 「過去に実施した対策であることを理由に同様の対策を踏襲せず、科学的根拠に基づいて判断する」というご意見の趣旨は、本計画（素案）の基本的な考え方に沿うものであり、本市としても、この基本的な考え方に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に努めてまいります。 2. 子どもへの影響を十分に考慮した対策について ご意見のとおり、感染症対策が子どもの学習、心身の状態等に与える影響に十分配慮することは重要であることから、本計画（素案）は、感染・重症化しやすいグループが子どもや若者等の場合、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることに留意しつつ対策を定めることとしています。また、感染拡大防止の対策に当たっては、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択して決定するとしており、特措法による要請や行動制限等の実施に当たっては、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、当該対策を実施するため必要最小限のものとすることとしています（第2部第3節・第4節）。 また、学校の使用の制限や長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行うこととしております（第3部第7章）。 3. 対策の開始・継続・縮小・終了の基準の明確化について 本計画（素案）の第2部第3節「様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ」において、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、準備期、初動期、対応期（封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）に区分し、その上で、柔軟対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部で具体的な対策内容を示しております。 また、対策の切替えに当たっては、国や府等から示された感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりリスク評価を考慮し、市としては、府等と連携し、可能な限り科学的根拠
---	---	--

	4. 市民への情報提供における透明性の確保 感染症流行時は、行政が把握している情報や科学的知見を市民に分かりやすく提供し、科学的に確定していない事項についても明確に伝えていただきたい。 新たな知見や異なる見解が存在する場合には、それらについても可能な限り客観的に示し、市民自身が情報を理解した上で判断できるような情報提供を求めます。 また、感染症に関する情報については、流行当初の知見だけでなく、その後得られた国内外の研究・情報を継続的に検証し、必要に応じて対策を見直す仕組みが必要。 5. ワクチン施策についての継続的な評価 ワクチン接種については、接種体制の整備だけでなく、感染症の性質や流行状況、対象者の年齢やリスク等を踏まえ、有効性、安全性、副反応等に関する最新の科学的知見を継続的に評価した上で判断いただきたい。 接種推奨時は、根拠とともに、利益だけでなくリスクについても十分な情報提供を行うことを求める。 行動計画には、感染症によるリスクと、対策による不利益の双方を科学的根拠に基づき評価し、必要最小限で適切な対策を選択する視点を明確に盛り込んでいただきたい。 新型感染症の発生当初には情報が不十分な場合も想定し、新たな研究結果や国内外の情報を継続的に検証し、状況に応じて柔軟に方針変更できる仕組みが必要。 COVID-19 の経験を、次の感染症危機に適切な判断をするための経験として活かしていただくことを希望する。	に基づき対応するとともに、国や府等から示される科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応することとしております（第2部第4節）。 4. 市民への情報提供における透明性の確保について 本計画（素案）の第3部 第2章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の項目において、平時から市民等に対し、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めることとしております。感染症危機時には、新型インフルエンザ等の特性や対策等について、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有するとともに、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、市民の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行うこととしております。 偽・誤情報への対応についても、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有し、市民等の不安の解消等に努めることとしております。 また、対策の切替えに当たっては、国や府等から示された感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりリスク評価を考慮し、市としては、府等と連携し、可能な限り科学的根拠に基づき対応するとともに、国や府等から示される科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応することとしております（第2部第4節）。 5. ワクチン施策についての継続的な評価について ワクチン接種について、政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合、ワクチンの開発及びその有効性・安全性を確認した上で、迅速に製造できる体制を構築することとしています。 また、本計画（素案）の第3部第4章「ワクチン」の項目において、ワクチン接種については、接種体制の整備に加え、市民に対し、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、副反応の内容やその頻度などについて、積極的に情報提供・共有し、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされる情報への対応を行うこととしております。ワクチン接種については、予防接種法に基づき、接種類型ごとに接種勧奨や接種を受ける努力義務が設けられますが、ワクチン接種は強制ではなく、最終的には、あくまで、ご本人が納得した上で接種を判断いただくものであるとの考えの下、実施にあたっては、市民の皆様が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する情報に基づき、適切な情報提供・共有に努めてまいります。 合わせて、本計画（素案）の第2部「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」において、感染拡大防止の対策に当たっては、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択して決定することとしています。
--	--	--